

# 令和6年度諫早市農業委員会第6回総会議事録

1 開催日時 令和6年9月27日(金) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時30分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (19人)

会 長	20番	山開博俊			
会長職務代理者	19番	久本純造			
農 業 委 員	1番	久保 繁	2番	牟田 繁	3番 西口雪夫
	4番	立森和富	5番	前田貞松	6番 林田芳信
	7番	平野和敏	8番	増田真美子	9番 補伽文夫
	10番	森田正男	11番	中島康範	13番 江崎義明
	14番	野田 浩	15番	泉野政則	16番 田淵勇二
	17番	池田武弘	18番	増山時子	

4 欠席委員 (1人) 12番 松本秀徳

5 議 案

- 第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第5号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農業用施設届出書受理の件
- 第4号 農地改良等届出書受理の件
- 第5号 非農地通知申出受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 諸岡昌史 次 長 嶋田弘樹 事務職員 久間利彦  
事務職員 俣野海喜

## 9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和6年度 諫早市農業委員会 第6回総会」を開会いたします。  
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

なお、12番・松本秀徳委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に7番・平野和敏委員、16番・田淵勇二委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」について説明いたします。本件は農用地区域内の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更するために、諫早市長から農業委員会へ意見を求められたものです。

1番、川内町の田1筆246㎡の農地について、農業用倉庫を設置するために農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。申出人は川内町等において営農されておりますが、新たな農業用倉庫を整備するため、農業用施設用地へ変更する申出となります。なお、農振法の用途変更手続完了後は農地法第5条の農地転用申請する予定となっております。

2番、湯野尾町の畑1筆383㎡の農地について、農業用倉庫を整備とするために農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。申請者は湯野尾町において営農されておりますが、平成12年に申出地に農業用倉庫を整備し利用しておりました。今回追認という形での、農業用施設用地へ変更する申出となっております。なお、農振法の用途変更手続完了後は農地法第4条の農地転用申請する予定となっております。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長 議案第1号の説明がありました。何かご質問ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので議案第1号は承認することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は、承認することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題について説明します。

1番、小栗地区、土師野尾町の農地1筆、254㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は8,823㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されています。また、農業に約50年間従事されており、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、小野地区、小野島町の農地2筆、計2,162㎡について耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は23,662.58㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されています。また農業に約17年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、多良見地区、多良見町野副の農地2筆、3,780㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は6,311㎡です。軽トラックや管理機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約50年間従事され譲受人宅から申請地までは車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、高来地区、高来町神津倉の農地1筆、706㎡について、耕作を始めるため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は706㎡です。耕うん機や草刈機等の機械は所有されております。譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、159㎡について耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は24,698㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約13年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、小長井地区、小長井町井崎の農地2筆、計217㎡について耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は2,157㎡です。トラクターや耕うん機等の機械は所有されています。また農業に約15年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、小長井地区、小長井町打越の農地8筆、計2,770㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は41,678㎡です。トラクターや耕うん機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約60年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番、小長井地区、小長井町大峰の農地1筆、1,198㎡について耕作を始めるため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は1,365㎡です。軽トラックや耕うん機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業を始める予定です。農業には約20年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

9番、小長井地区、小長井町大峰の農地1筆、167㎡について耕作を始めるため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は1,365㎡です。軽トラックや耕うん機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業を始める予定です。農業には約20年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

10番、小長井地区、小長井町田原の農地1筆、893㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は7,228㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約56年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

11番、小長井地区、小長井町田原の農地8筆、3,609.38㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は15,948.38㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約44年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し水稻、オクラを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し水稻・麦等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれに

- も該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 議 長 2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、3番について多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 議 長 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し野菜、みかん等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 議 長 3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、4番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 議 長 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し枝豆、トマト、ブロッコリーを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 議 長 4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、5番から11番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 議 長 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し野菜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当

しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し玉ねぎ、大根を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通しブルーベリー、きゅうり、すもも、枇杷等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通しブルーベリー、きゅうり、すもも、枇杷等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し水稻、さといも、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し水稻、さといも、馬鈴薯、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 5番から11番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番から11番は、申請どおり許可することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、5番から11番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」をご説明いたします。

1番、本明町の畑1筆184㎡の農地について建売住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。本件は木造2階建ての建売住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.1m施しますが、現況の高さとほぼ変わらないため、被害の恐れはありません。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しています。都市計画法第43条建築許可申請中です。

2番、目代町の畑1筆180㎡の農地を資材置場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は土木工事業を営んでおりますが、既存の資材置場がないため、新たに資材置場を整備するものです。土地の造成はなく、土留め工事により土砂等の流出を防ぎます。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水については発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。

3番、多良見町市布の畑1筆455㎡の農地について資材置場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は建築工事業を営んでおりますが、既存の資材置場がないため、新たに資材置場を整備するものです。土地の造成はなく、土留め工事により土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水については発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、自己により整備するため費用は発生しません。

4番、森山町杉谷の畑2筆合計343㎡の農地について住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本件は木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。

5番、飯盛町平古場の田2筆合計1,466㎡の農地を障害者支援施設用地とする転用申請です。契約内容は貸借権設定です。区域区分はその他の区域、農振白地

です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。今回新たにアニマルセラピーを目的とした障害者支援施設を開業するため、木造平屋建ての屋内ドッグラン等の建設と、屋外ドッグラン、駐車場を整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。諫早市環境保全条例事前協議済みです。

6番、飯盛町開の畑1筆6,04㎡の農地を住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、飯盛支所からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当します。譲受人が隣接する建売住宅を購入するに際して境界確認を行ったところ、擁壁部分の一部が農地であることが判明したもので、今後も現状のまま利用するため許可を取るものです。土地の造成はなく、現状のまま利用します。隣接する農地はなく、現状のまま利用するため、追加の資金は発生しません。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番と2番について諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、建売住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

2番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、資材置場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番について多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、資材置場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
議 長 次に、4番について森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 4番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、5番と6番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、障害者支援施設用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 6番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 5番と6番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」についてご説明いたします。

1番、飯盛地区、飯盛町後田の農地5筆5,141㎡、について農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

2番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆467㎡、について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

3番、飯盛地区、飯盛町上原の農地2筆2,525㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

以上、1番から3番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で、議案第4号の説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、1番から3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)」についてご説明いたします。

今年の5月から7月にかけて農業委員及び推進委員さんからご意見を出していただき、今月12日の運営委員会での協議を経て、市長へ提出する意見書として取りまとめたものです。項目を4つに分けて作成しております。それぞれの項目ごとに主な内容について述べていきます。議案書の8ページからです。

1項目目の担い手への農地利用の集積・集約化の推進については、担い手への集積・集約化は喫緊の課題であり早急に取り組む必要があります。来春、策定される「地域計画」で守るべき農地が明確に示されることで、担い手への集積が期待されることから、円滑な策定をお願いする。中山間地域における急傾斜地や小規模な不整形地など、担い手が育ちにくい状況にある地域へ農機具の導入、労力の低減のため園内道や作業道等の整備などの支援、基盤整備事業の促進や機械の導入やリース費用に対する支援、また、ドローンの導入にかかる支援を求める。さらに、農業経営基盤強化促進法等の改正により、農地の貸借は農地中間管理事業が主体となることから、同事業の要件や手続きなどの一層の周知を要望する。

次に、2項目目の遊休農地の発生防止と解消に関する施策の推進については、農地を維持管理することが困難となっている地域が増加傾向にあり、特に中山間地域では顕著であります。中山間地域や小規模不整形な農地が遊休農地となりやすいことから、圃場条件の改善につながる農地耕作条件改善事業等の積極的な活用を求める。また、農地中間管理機構による遊休農地解消緊急対策事業の積極的な活用や、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の一層の拡充が図られるよう求める。さらに、遊休農地の有効活用方法として、企業による農業の参入を促進し、遊休農地の発生防止と解消に繋がるような施策をお願いする。

次に、3項目目の新規参入等に関する施策の推進については、新規就農者にとって初期投資の負担が非常に大きく特に、新設ハウスは国庫事業等のメニューは用意されているものの費用負担が重いため、従来の支援制度に加え市独自の支援の拡充を求める。親元就農者や小規模就農者に対する支援についても、貴重な農業の担い手であり十分な支援をお願いする。また、サポート体制を構築し安定した農業経営が行われるよう、関係機関等と連携した総合的な支援を求める。さらに、新規就

農を目指す希望者向けに、市と地域が一体となって農業の魅力などの PR 活動を積極的に実施するよう要望する。

次に4項目目「その他」のひとつ目の「有害鳥獣等の対策について」は有害鳥獣による農作物や農地への被害は、単に作物の収量減少のみならず農業者の営農意欲の減退にもつながり、その対策は喫緊の課題であります。ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置は、個人申請が可能な制度の導入をお願いします。また、電気柵のリース事業について、関係団体と連携して再度実施することを要望する。諫早湾干拓の干陸地では、イノシシによる近隣の田畑への進入も発生しているため、適切な管理を引き続き国や県へ働きかけるよう要望する。さらに、カラスやカモ、スクミリングガイによる被害も依然として継続しているため、駆除や捕獲に対する支援の拡充や防鳥用の被覆資材への支援をお願いします。

次に4項目「その他」のふたつ目の「農業経営の安定化に対する支援について」は生産資材・燃油・肥料・飼料等の価格高騰や電気料金の値上げが続いており、農業経営の維持がさらに厳しくなっている状況にあります。国、県及び市においても支援策が講じられていますが、支援の継続と安定した農業を継続させるため、生産された農作物に対する価格安定対策など、市独自の対策も併せて検討を求めます。また、農作業に従事する労働力が慢性的に不足しており、多様な人材活用による労働力確保、産地間が認定した未定派遣等による周年雇用体制の確立や居住場所の確保対策などへの支援を求めます。さらに、農作業の省力化を図るスマート農業について、生産現場への普及に向けた支援をお願いします。以上で、議案第5号の説明を終わります。

議長 議案第5号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)」について、ご了承をお願いいたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。諫早地区から1件、小栗地区から1件、小野地区から1件、本野地区から1件、長田地区から2件、多良見地区から2件、森山地区から1件、合計9件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。小野地区から1件、飯盛地区から1件、合計2件の通知が出ています。解約理由としましては、1件が耕作者を変更するため。1件が売買するため。となっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告します。

1番、久山町の田1筆229㎡を住宅用地とする届出です。

2番、多良見町市布の畑2筆合計973㎡を住宅用地とする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきまして

ご報告します。

1番、真崎町の畑4筆合計1,881㎡を住宅用地とする売買の届出です。

2番、多良見町中里の畑2筆合計483㎡を住宅用地とする売買の届出です。

報告第5号「農地改良等届書受理の件」につきましてご報告します。

1番、長野町の田1筆830㎡を、隣地が工事用道路となり、用排水対策が困難なため田畑転換を行い、生産性を高めるため農地改良を行うものとなっております。改良後は、大根、白菜、にんじんを作付する計画となっております。

2番、久山町の田1筆380㎡を、排水が悪く湿田により生産性が低いため田畑転換を行い、生産性を高めるため農地改良を行うものとなっております。改良後は、3番の所有者が借り受けて、オリーブ、みかん等を作付する計画となっております。

3番、久山町の田1筆551㎡を、排水が悪く湿田により生産性が低いため田畑転換を行い、生産性を高めるため農地改良を行うものとなっております。改良後は、オリーブ、みかん等を作付する計画となっております。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」につきましてご報告します。諫早地区から1件の非農地通知申出書を受理いたしました。いずれも山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件 2件。

第2号 農地法第3条許可 11件。

第3号 農地法第5条許可 6件。

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 3件。

第5号 農地等利用最適化促進政策の改善に関する意見書 1件。

以上、審議件数は、全部で23件でございました。

議 長 以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

これもちまして、令和6年度諫早市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_